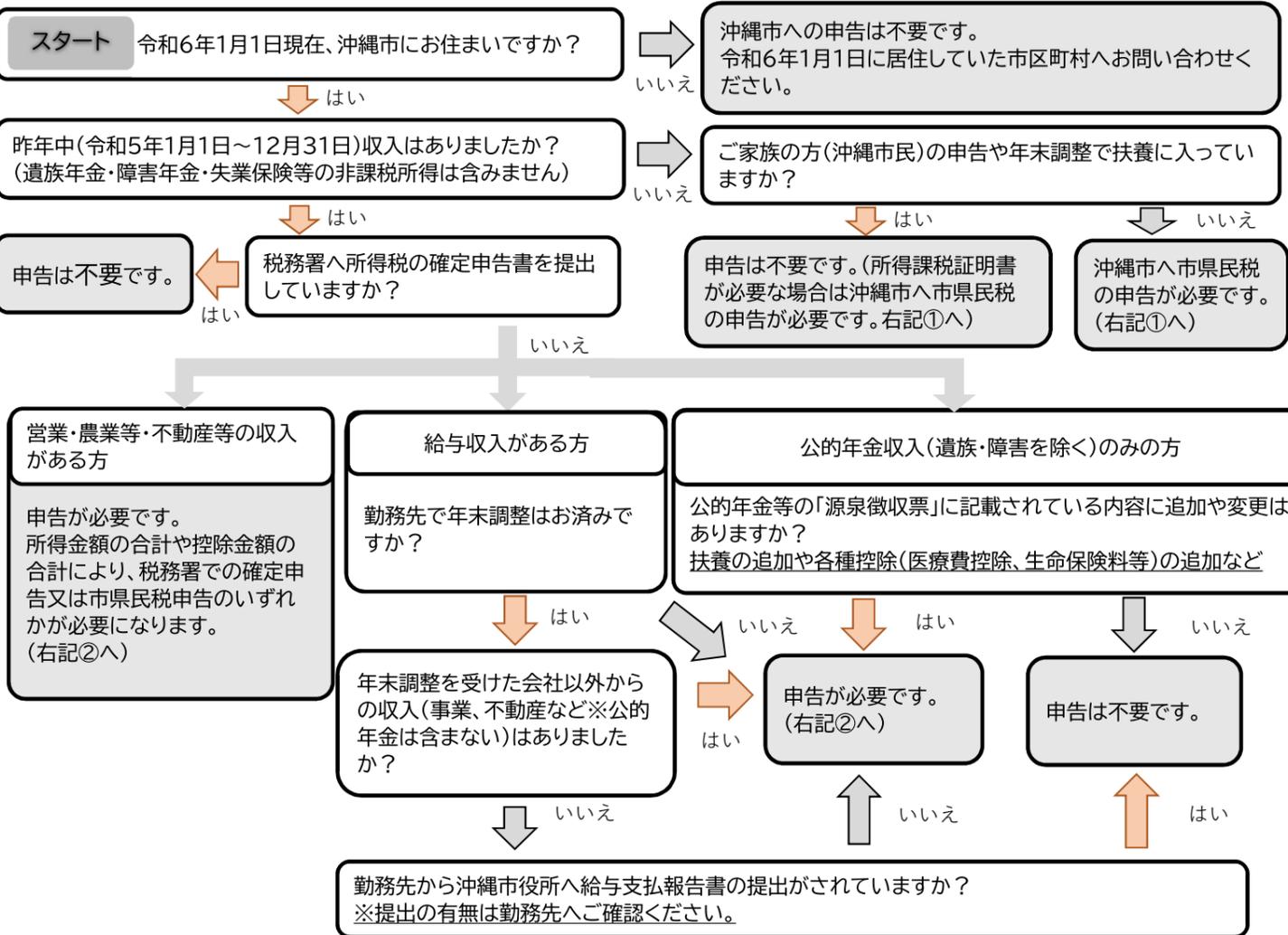


**申告フローチャート** このフローチャートは申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。ご不明な点は沖縄市役所市民税課までお問い合わせください。☎098-939-1212 内線(3252~3255)



① 収入がない旨の申告が必要になります

郵送による申告書提出をお願いします。※提出書類は市民税・県民税兼国民健康保険料申告書のみ

申告書表面の「令和5年中に収入(所得)がなかった方の記載欄」を記載し、申告書を提出してください。(記入例については、沖縄市HP「申告の手引き」をご参照ください。)

ホームページアクセス: トップページ → メニュー → 暮らし・手続き → 税金 → 個人住民税 → 市県民税申告の手引き(申告書の書き方)

② 確定申告、もしくは市県民税申告が必要になります

確定申告とは・・・所得税の申告のこと。税務署または確定申告会場にて「確定申告書」を提出すること

※一般的に所得税の納付がある方や、還付を受ける方は確定申告を行っていただく必要がございます。

※確定申告をした方は、市県民税申告をする必要はありません。

市県民税申告とは・・・沖縄市役所に「市民税・県民税兼国民健康保険料申告書」を提出すること

確定申告の方

市県民税申告の方

自宅から国税庁HP[<https://www.nta.go.jp>]を利用した確定申告書の提出【電子申告(e-Tax)又は郵送(沖縄税務署宛て)】をお願いします。

国税庁LINE公式アカウント

右記のQRコードを読み込んで友だち追加すると、「申告書を作る」メニューが表示されます。

確定申告書等作成コーナー

LINEを使用せずに申告書を作成する場合はこちら →

※QRコードは隣デンソーウェブの登録商標です。

★電子申告が可能な方は、e-Taxを利用した電子申告にご協力をお願いします。(左記のQRコードを読み取ってください。)

★電子申告ができない方で、給与収入や公的年金収入のみの方は、郵送による市県民税申告をお願いします。

※提出書類は沖縄市HP「申告に必要なもの」をご確認ください。

ホームページアクセス: トップページ → メニュー → 暮らし・手続き → 税金 → 個人住民税 → 市県民税申告の手引き(申告書の書き方)(沖縄市ホームページ <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/>)

★沖縄市役所の受付会場で申告される方は、上記沖縄市HPにあります「申告に必要なもの」をご持参くださいますようお願いいたします。

※営業・農漁業収入や不動産収入の申告を行う方は、昨年中の収入・支出が分かる書類(帳簿、経費の領収書等)を、項目別にまとめ、すべてご持参のうえ、受付会場(1階市民ロビー)までお越しください。

収入や経費の合計額は項目別に事前に計算していただきますようお願いいたします。

パソコン・スマートフォンの利用ができない場合

税務署の確定申告会場にて確定申告を行ってください。詳細については、右下の「[沖縄税務署の確定申告について](#)」をご覧ください。

**【重要】税務署での申告が必要な方**

※以下に該当する方は市役所での受付ができません。

- 営業(農漁業を含む)や不動産収入が1000万円を超える方
- 青色申告や損失申告をされる方
- 昨年中に亡くなられた方の申告(準確定申告)
- 株式配当・利子、暗号資産による所得がある方
- 譲渡所得(不動産売却、株式譲渡、先物取引など)がある方
- 肉用牛の売却に伴う所得がある方
- 雑損控除や外国税額控除の適用を受ける方
- 住宅ローン控除を初めて受ける方  
(住宅耐震改修特別控除などの2年目以降も含む)
- 相続税・贈与税・消費税の申告をされる方

「税務署での申告が必要な方」該当する方は右記の確認をお願いします。

**沖縄税務署の確定申告について**

《確定申告会場》イオンモール沖縄ライカム(3階イオンホール)

《期間》令和6年2月16日~3月15日(土・日・祝日を除く)

《受付時間》午前9時~午後4時

《入場整理券の入手方法》

- ①LINE(オンライン事前発行)

LINEで「国税庁」をお友だち追加することで、トーク画面より相談を申し込むことができます。

入場の際には、完了画面をご提示ください。

- ②入場整理券(当日券)の配布場所

- ・午前8時30分から午前10時・・・1階正面玄関のグランドスクエア入口
- ・午前10時以降・・・3階イオンホール入口

(混雑の状況に応じて、早めに受付を終了させていただく場合がございます。)